

2025年度 第3回豊岡市教育委員会の会議（定例会）会議録

○ 開会及び閉会の日時及び場所

2025年6月26日（木）

場 所 豊岡市役所本庁舎7階 第3委員会室

所 在 地 豊岡市中央町2番4号

開会時間 午前10時00分

閉会時間 午前11時10分

○ 出席委員の氏名

教育長	嶋 公 治
委員（教育長職務代理者）	飯田 正巳
委員	升田 敏行
委員	鈴木 千佳
委員	島崎 栄子

欠席委員 なし

○ 教育長、委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

事務局	教育次長	永井 義久
	教育総務課長	川崎 智朗
	教育施設課長	谷口 祥規
	学校教育課長	寺坂 浩司
	学校教育課参事	吉谷 孝憲
	幼児育成課長	向原 芳江
	教育総務課参事兼課長補佐	旭 和則
	教育総務課教育総務係長	足立 美由紀

事務局以外 こども支援課こども支援センター所長 鳥居 保

○ 日程

第1 会議録署名委員の指名

升田 敏行 委員

第2 前回の会議録の承認

5月19日（月）開催 第2回定例会

第3 教育長の報告

第4 議事

- 議案第11号 教育長の営利企業等への従事について
- 議案第12号 豊岡市立図書館協議会委員の任命について
- 議案第13号 豊岡市いじめ防止対策委員会委員の任命について
- 議案第14号 豊岡市奨学生の選考について
- 議案第15号 2025年度教育委員会の点検・評価報告書の決定について
- 報告第6号 豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について（豊岡市認可保育所等運営支援事業補助金）
- 報告第7号 豊岡市フリースクール等利用者支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 報告第8号 寄附物件の受納について
- 報告第9号 令和7年6月市議会答弁概要について

第5 教育委員会事務局の報告

1 学校教育課

- (1) 生徒指導について
- (2) 2025年度学校園訪問日程について

2 幼児育成課

- (1) 2025年度 園小接続研修会の開催について
- (2) 2025年度 まなびの公開保育見学について
- (3) 放課後児童クラブの8月以降の児童受入れについて

第6 こども未来部の報告

1 こども支援課

- (1) 豊岡市こども支援センター活動状況報告について

第7 委員活動報告

第8 教育委員会活動予定

- 1 次回教育委員会会議の日程について
- 2 今後の活動・行事予定

開会 午前10時00分

(教育長)

ただ今から、2025年度第3回教育委員会会議を開会いたします。本日はすべての委員が出席していますので、会議が成立していることを報告いたします。

【日程 第1 会議録署名委員の指名】

(教育長)

日程第1 会議録署名委員の指名です。本日は升田委員にお願いしたいと思いますのでよろし

くお願いします。

【日程 第2 前回の会議録の承認】

(教育長)

続きまして、日程第2 前回の会議録の承認についてです。5月19日に開催しました第2回教育委員会会議の会議録について、委員の皆さんの承認を求めるものです。誤った点・修正などございませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

「なし」という声がありますので、会議録については承認することに決定いたします。

【日程 第3 教育長の報告】

(教育長)

日程第3 教育長の報告です。前回5月19日の教育委員会会議から、本日の会議までの私の主要な教育活動の概要について報告いたします。本日配付した資料をご覧ください。

《教育長の報告概要》

6月15日(日)にファクトチェック講座がありました。ここ数年来、ネットによるトラブルやいじめの報告が毎月のように上がっています。また、コロナを契機として1人1端末を使用し、子どもたちは当たり前のように検索し、調べ、学習の中で活かすということをしています。

その状況を見ながら、私はこれまでのような操作能力を身につけることに時間をかけた学習より、「ファクトチェック」その情報が事実かどうかということと「情報リテラシー」情報を収集し、それを読み、理解し有効活用すること、この2つの学習がとても大切になるのではと思っていました。

同様の危機感をもたれている日本ファクトチェックセンター編集長の古田さんが講演をされました。この方は元朝日新聞の記者で、但馬支局におられた方です。

講演の内容は次の通りです。日本ファクトチェックセンターが2万人に調査しました。調査の内容は、15のフェイクニュースを並べ、「これを見たり聞いたりしたことがありますか」と聞きます。5割の人が見た、聞いたと言いました。つまり、私たちの周りには半分以上がフェイクニュースに囲まれており、子どもたちも同様の環境にあるということです。では、そのフェイクニュースとはどのような内容か、3つに分かれます。1つ目は、誤情報。単なる間違いです。2つ目は、偽情報。意図的に作られた嘘の情報です。3つ目は、悪意のある情報。その情報は、間違いではないが、誰かを攻撃する目的で拡散される情報です。例えば「〇〇学校でこんな不祥事をした先生がいた」ということが分かりました。それは事実ですが、「それはこの学校です」「この学校はこんなことをしています」「過去にこんなことがありました」ということを拡散します。フェイクニュースは大きくこの3つに分かれます。

次に誰がフェイクニュースを拡散するかですが、1つ目は故意犯です。間違った情報をSNSで

拡散して利益を得ます。再生回数が増えると儲けになるため、興味深いフェイクニュースを流す、このような人が故意犯です。2つ目は、愉快犯です。儲けにはならないが注目を浴びたくて拡散します。3つ目は、これが最も多いですが、確信犯です。正しいと信じ込んで間違った情報を拡散します。拡散行為に悪意はありません。「こんなことがあったらいい」と善意や親切心、あるいは正義感から拡散する場合です。これは SNS やネット、YouTube や TikTok だけでなく、家族や友達からもあります。「こんなことがあったらいい」と晩ごはんのネタにします。それは悪意があってやるものではありません。例えば、「コロナワクチンって毒らしいで」という口コミが家族や周りから拡散されます。厄介なことは、嘘の情報は一瞬で作られますが、情報が嘘か本当かの検証は、非常に時間がかかります。ですので、ファクトチェックの必要性が出てくるわけです。まずそこに書かれている情報は、意見か憶測か事実かを見極めることです。そして、事実を客観的、科学的に検証することが大事だと思います。しかし、子どもたちには難しいため、学校で何をするのか私たちが考えていきたいです。そのポイントとして、子どもたちが検索した時に、いつも意識してほしいことは、誰の情報か、誰がこんなことを書いているのか、そして出所、組織や個人でもよいですが、情報を出しているのは誰か、それがいつの情報か。情報は日進月歩で変わるため、5年前と今で全く情報が違います。そして目的。なぜこの情報を出しているのかということを意識しながら検索するということです。

学校教育の中でファクトチェックや情報リテラシー教育をする際に、国連ではこういうことを推奨しています。1つ目は、ポーズ (Pause)、少し待って、一旦立ち止まろうということです。2つ目は、クリティカル・シンキング (Critical Thinking)、批判的な思考です。批判的と訳してあるため、相手を非難する思考のように思いますが、そうではなく情報が来たらポーズし、少し待ち鶴呑みにせず、立ち止まって多面的に考えるということです。

日本ファクトチェックセンターにアクセスすると、今話したような内容と、子どもを対象とした研修用データがたくさん出ていたため、学校へ紹介していきたいと思いました。

【日程 第4 議事】

(教育長)

日程第4 議事に移ります。議案第11号 教育長の営利企業等への従事について、私の一身上に関する事案であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、当事者は議事に参与することができないとされております。したがって、議事進行を教育長職務代理者の飯田委員にお願いし、私は一旦退席します。

(教育長職務代理者)

議案第11号 教育長の営利企業等への従事について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第11号 教育長の営利企業等への従事について

《教育総務課長の説明概要》

教育長の営利企業等への従事について、資料に基づき説明する。

国立大学法人兵庫教育大学長から嶋教育長に対し、大学院客員教授への委嘱依頼があった。教育長が営利企業等へ従事するにあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定により、教育委員会の認可が必要とされていることから、本教育委員会の許可を受

けようとするものである。

(教育長職務代理者)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長職務代理者)

それでは、議案第 11 号 教育長の営利企業等への従事について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長職務代理者)

原案のとおり可決します。

1つ質問で、従事時間が年間 92 時間とありますが、法律では教育長は常勤とする形で定められています。自宅から業務を行うとありますが、行ったり来たりされるのでしょうか。

(教育総務課長)

基本的には土日が中心であり、教育長の業務には支障はありません。

(教育長職務代理者)

ありがとうございました。

それでは、教育長に入室していただきます。

(教育長職務代理者)

ただいま審議が終わり、議案第 11 号 教育長の営利企業等への従事については原案のとおり可決いたしました。

ここから議事進行を教育長に戻させていただきます。

(教育長)

議案第 12 号から議案第 14 号までは、人事に関する事案となりますので、豊岡市教育委員会会議規則第 17 号により、非公開としたいと考えますが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

委員の承認を得ましたので、議案第 12 号から議案第 14 号までは非公開といたします。本日は、

傍聴人がありませんので、このまま会議を進めます。

○ 議案第12号 豊岡市立図書館協議会委員の任命について

≪ 豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例第17条の規定に基づき、豊岡市立図書館協議会委員の任命について、教育総務課長が説明し、審議の結果、原案のとおり可決された ≫

○ 議案第13号 豊岡市いじめ防止対策委員会委員の任命について

≪ 豊岡市いじめ防止対策委員会及び豊岡市いじめ調査委員会条例第3条の2項の規定に基づき、豊岡市いじめ防止対策委員会委員の任命について、学校教育課長が説明し、審議の結果、原案のとおり可決された ≫

○ 議案第14号 豊岡市奨学生の選考について

≪ 豊岡市奨学生の選考について、応募者の状況及び奨学生選考委員会意見を教育総務課長が説明し、審議の結果、2025年度の奨学生が決定された ≫

(教育長)

以上で非公開議案は終了しました。本日は、傍聴人の方はいらっしゃいませんので、このまま会議を進めます。

(教育長)

続きまして、議案第15号 2025年度教育委員会の点検・評価報告書の決定について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第15号 2025年度教育委員会の点検・評価報告書の決定について

≪教育総務課長の説明概要≫

2025年度教育委員会の点検・評価報告書の決定について、資料に基づき説明する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、2024年度事業の教育委員会の点検・評価報告書(案)を作成した。すでに、外部有識者の総評を除く内容を確認していた。

今回、外部有識者である安藤准教授の総評をいただき、改善や見直しが必要な取組、今後の教育施策の取組について意見をいただいている。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、議案第15号 2025年度教育委員会の点検・評価報告書を原案のとおり決定してよ

ろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

原案のとおり決定します。この決定を受け、教育委員会の点検・評価報告書を市議会議員へ配布するとともに、市ホームページで公開します。

続きまして、議事（報告）に移ります。報告第6号 豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について（豊岡市認可保育所等運営支援事業補助金）、幼児育成課長の説明をお願いします。

○ 報告第6号 豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について（豊岡市認可保育所等運営支援事業補助金）

《幼児育成課長の説明概要》

豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について（豊岡市認可保育所等運営支援事業補助金）、資料に基づき説明する。

改正理由は、私立園での給食費（副食費）の保護者負担の軽減と、安定した給食提供を図る支援を行うため、所要の規定の整備を行うものである。豊岡市認可保育所等運営支援事業補助金の2つの事業について整備した。

1つ目は、「5. 補助率または補助金等の額」の欄で、「(2) 福利厚生費等支援事業」「イ 福利厚生費交付額」について、交付額を算出する際の実態に合わせて法定福利費の定義に、保育認定児相当額を追記している。また、「ウ 副食費交付額」について、ひとり親世帯や在宅障害児（者）のいる世帯で市民税の所得割課税額が77,101円以上97,000円未満で第3子以降の子どもの副食費が免除になる市の独自制度があり、その免除分を民間園に補填する目的の補助金だが、補填額は公立園の副食費の額としている。今年度、公立園の保育認定児の副食費を4,700円から4,800円に改定しているため、それに合わせて交付額の算定に使用する金額を4,700円から4,800円に改正する。併せて、交付額を算出する際に実態に合わせて対象とする子どもの定義に保育認定児を追記している。

次に、「3 内容及び対象経費」の欄に「(6) 認可保育所等給食支援事業」を新設している。事業内容は、物価高騰等の影響による給食費の保護者への負担増を回避し、安定した給食提供を図る支援を行うため、各私立園が設定している給食費（副食費）が、公定価格内における副食費徴収免除加算額を下回っている場合、その差額を補助するものである。対象施設は、私立認可保育施設で副食費を徴収している15施設である。

算出例で、前提を、園の副食費が4,800円で、月初めの児童数が毎月70人の園としている。「A：2025年度副食費徴収免除加算額（保育認定児適用額）」が4,900円である。この公定価格内の副食費免除徴収免除加算額とは、国の制度で副食費が免除になった児童の副食費を補填するために、給付費に加算される金額のことである。この4,900円から、この園の「B：2025年度給食費の保育認定児適用額」4,800円を引いた額に「C：2歳児クラスの教育認定児及び3歳児クラスから5歳児クラスまでの児童（副食費徴収免除加算対象児童を除く）」、（副食費を徴収してい

る児童と、市独自の副食費免除対象児童）の各月初日の合計数の年間の児童数 840 人をかけたものが補助金額である。この場合は、毎月の初めの児童数を 70 人としており 12 ヶ月で 840 人としている。補助金額は「A：4,900(円)」から「B：4,800(円)」を引いた 100 円に、「C：840(人)」をかけて、年間に 84,000 円の補填をする、としている。

この事業の予算措置は、令和 7 年度当初予算で計上しており、予算額は 336 万円としている。改正後の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後になされた事業にかかる補助金について適用することとしている。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、報告第 6 号 豊岡市教育委員会事務局が所管する補助金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定（豊岡市認可保育所等運営支援事業補助金）を行ったことをご承知おきください。

続きまして、報告第 7 号 豊岡市フリースクール等利用者支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、学校教育課参事の説明をお願いします。

○ 報告第 7 号 豊岡市フリースクール等利用者支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

《学校教育課参事の説明概要》

豊岡市フリースクール等利用者支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料に基づき説明する。

交付申請にかかる手続きを簡略化する見直しをしたため、報告する。第 7 条で交付申請時の提出書類について定めているが、改正前は、市税の完納証明書の添付を求めていた。納税情報は、本人から同意を得て、市役所内の手続きで確認がとれるため、添付書類から削除して、直接確認する。本人が納税証明を発行してもらう手続きが減り、手数料や手間が減る。併せて、申請様式は、市税の納付状況を確認することについて同意を示していただくための署名欄を加えている。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、報告第 7 号 豊岡市フリースクール等利用者支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定を行ったことをご承知おきください。

続きまして、報告第8号 寄附物件の受納について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 報告第8号 寄附物件の受納について

《教育総務課長の説明概要》

寄附物件の受納について、資料に基づき説明する。

団体2件、個人2件、合計4件の寄附申出があり、これを受納したので報告する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、寄附物件の受納を行ったことをご承知おきください。

続きまして、報告第9号 令和7年6月市議会答弁概要について、教育次長の説明を求めます。

○ 報告第9号 令和7年6月市議会答弁概要について

《教育次長の説明概要》

令和7年6月市議会答弁概要について、資料に基づき説明する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(鈴木委員)

田中議員への回答について、市長が7月8日から5日間学校訪問に行かれるとのことですが、どのような形でされる予定ですか。幼稚園や認定こども園にも行かれるのでしょうか。具体的な案も決まっていますか。

(学校教育課長)

7月からの5日間は、全ての中学校、市内の半分の小学校を訪問します。今年と来年の2年間で市内全ての小・中・義務教育学校を見ていただきます。学校現場を一緒に見ていただき、どのような課題があるか、子どもの表情がどうか見ていただきます。

(鈴木委員)

1校に1～2時間程訪問されますか。

(学校教育課長)

1時間で授業を見ていただき、管理職と懇談を行い、終了です。

(鈴木委員)

市長の意見等があれば、共有いただきたいです。

(学校教育課長)

わかりました。

(鈴木委員)

中尾議員の宗教上の対応についてですが、現在ベジタリアンや、ビーガンなどの食事での宗教上の規則がある方に対して、給食はどのように対応されていますか。

(学校教育課長)

現時点で宗教上の対応が必要な方は、お茶に関係した方がいました。これから仮に同様のことが起こる場合は柔軟に対応しないといけないため、給食センターと相談していきます。

(鈴木委員)

現状ではお茶以外の例はありませんか。

(学校教育課長)

現状はありません。

(教育長)

その他、ご質問はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、令和7年6月市議会の答弁概要について、ご承知おきください。

【日程 第5 教育委員会事務局の報告】

(教育長)

続きまして、日程第5 教育委員会事務局の報告に移ります。学校教育課 (1) 生徒指導について、学校教育課長の説明をお願いします。

1 学校教育課

(1) 生徒指導について

《学校教育課長の説明概要》

生徒指導について、資料に基づき説明する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

続きまして、(2) 2025 年度学校園訪問日程について、学校教育課長の説明をお願いします。

(2) 2025年度学校園訪問日程について

《学校教育課長の説明概要》

2025 年度学校園訪問日程について、資料に基づき説明する。

これまで訪問時間をお昼までとしていたが、時間を延ばし、給食を食べていただく。ご都合が悪ければ、その都度教えていただきたい。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(升田委員)

7 月時点の学校への集合時間は、決まっていますか。

(学校教育課長)

最終決まった時間を至急お伝えします。

(教育長)

その他、ご質問はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

続きまして、幼児育成課からの報告に移ります。(1) 2025 年度 園小接続研修会の開催について、幼児育成課長の説明をお願いします。

2 幼児育成課

(1) 2025年度 園小接続研修会の開催について

《幼児育成課長の説明概要》

2025 年度 園小接続研修会の開催について、資料に基づき説明する。

園と小学校が相互理解を深め、スムーズな接続を意識した保育・教育活動の実践の充実と、教職員の資質向上を目指して、7 月 30 日（水）、日高地区コミュニティーセンター多目的ホールで研修会を行う。講師は、兵庫教育大学大学院教授鈴木正敏先生である。鈴木先生には昨年度は福

住幼稚園・小学校、今年度は豊岡幼稚園に指導・助言をいただいている他、幼児教育研修会でご講演いただき、園小接続の指導をいただいている。市内の小学校、幼稚園、認定こども園、保育園には既に研修の案内をしている。小学校からも参加報告を多数受けている。教育委員の皆様も、ご都合良ければ研修会に参加いただきたい。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

続きまして、(2) 2025 年度 まなびの公開保育見学について、幼児育成課長の説明をお願いします。

(2) 2025年度 まなびの公開保育見学について

《幼児育成課長の説明概要》

2025 年度 まなびの公開保育見学について、資料に基づき説明する。

まなびの公開保育は、「第2次スタンダードカリキュラム～活用のでびき」を活用しながら、学びの要因を考察し、理解し合うことを通して、保育者の保育実践力及び資質の向上を目指すこと、また子どもの姿を通して子ども理解を共有し、園と小学校との確かな接続と一貫した指導を図るための手掛かりとすることを目的としている。各園が3年に1回公開保育を実施している。参加案内は各園及び小学校に行っている。今年度は資料の通りの実施予定としている。どの日程も午前中である。公開保育を40分～45分行い、その後グループワークを60分行う。教育委員の皆様も、よろしければ公開保育に参加いただきたい。

今年度は、放課後児童クラブの様子を見ていただく予定である。8月下旬に半日、10月に半日の予定を組みたいと考えている。ご都合のつく方は、参加いただきたい。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

続きまして、(3) 放課後児童クラブの8月以降の児童受入れについて、幼児育成課長の説明をお願いします。

(3) 放課後児童クラブの8月以降の児童受入れについて

《幼児育成課長の説明概要》

放課後児童クラブの8月以降の児童受入れについて、資料に基づき説明する。

これまでから子育て家庭より要望のある放課後児童クラブの年度途中の入所について、6月市議会の市町総括説明にある「子育てに優しいまちづくり」の、子育て情報のわかりやすさや子ども計画を受け、新たに8月以降に受け入れ可能なクラブを広くお知らせし、入所申請を受け付けることとした。

放課後児童クラブの利用は、受け入れ態勢を確保する観点から、年間を通した利用を原則としているが、施設の面積や職員体制等を勘案し、受け入れ可能なクラブは、随時年度途中の受け入れを行っている。この度の取り扱いについて、子育て家庭の負担軽減を、できることから進めるという方針のもと、新たに8月以降に受け入れ可能なクラブを周知することで、利用希望者が入所申請しやすい環境を整え、子育て家庭の利便性を高めるものと考えている。

8月から受け入れ可能な児童クラブは11クラブで計30名程度である。そのほかの児童クラブについても随時申請を受け付けており、9月以降で受け入れに余裕がある場合に入所を調整する。申請期限は7月2日（水）とし、7月途中からの入所を希望される場合は、調整可能な場合のみ受け入れるが、その場合でも使用料の日割りはしない。

入所決定は、7月下旬に利用許可決定通知を送付する。受け入れ可能な人数を上回る申請があった場合、低学年を優先的に受け入れ、その他家庭状況を考慮し決定する。

利用対象児童は、市内に住所があり、市内の小学校等に就学する放課後留守家庭児童だが、児童クラブの住所がある校区の児童のみ対象とする。他校区の児童は対象にしていない。

申込方法は、オンライン申請と紙による申請がある。申請書の添付書類など詳しくは、ホームページに掲載している。

（教育長）

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

（委員）

なし

（教育長）

これで各課からの報告を終了します。

【日程 第6 こども未来部の報告】

（教育長）

続きまして、日程第6 こども未来部からの報告に移ります。こども支援課（1）豊岡市こども支援センター活動状況報告について、こども支援センター所長の説明をお願いします。

1 こども支援課

（1）豊岡市こども支援センター活動状況報告について

《こども支援センター所長の説明概要》

豊岡市こども支援センター活動状況報告について、資料に基づき説明する。

不登校の取組状況は、実通所人数13人、延べ人数97人、1日平均4.9人である。

5月は修学旅行があり、1つの中学校は6月に行ったが、残りの8中学校は5月に行っているため、修学旅行の状況について報告する。昨年度3学期に、通所が多かった現在中学校3年生の子どもたちが8名いるが、そのうちの6名が修学旅行に参加している。6名のうち2名は、完全に再登校している。残りの4名はセンターと併用している。また、6年生では2名が修学旅行に参加している。2名とも併用という状態である。

修学旅行とは別の話で、センターと併用している子たちが増えて来ているが、併用している子たちが自宅で過ごす時間が増えてきている傾向にある。センターに来なければ学校にいてくれたらいいが、学校に行く日もあるがセンターにも来ない、自宅で過ごす日が増える傾向にあり、心配している。家庭と学校の連携を図っていきたいと考えている。

特別支援の取組状況は、5月に入り学習面・生活面の課題の把握や子どもの困り感の保護者との情報共有が各学校園で進んでいるため、相談件数が増加している。10件中7件が発達検査の希望であった。5歳児発達相談等の継続相談は15件。5月の1年生訪問も13校行った。授業時の子どもの姿に基づき、関わり方の配慮点や授業づくりにおいて気付いたことを伝えてきた。

家庭児童相談の取組状況は、新規虐待通告事案はなかった。家庭相談員の対応件数は803件。訪問回数は83回である。

豊岡市こどもセンターにおける合同ケース会議の状況をお知らせする。こどもセンターは、組織ではなく要綱によって機能を設置した位置づけである。母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、虐待への予防的な対応から全ての妊婦さんや子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく漏れなく対応することを目的として機能を持たせたものが、豊岡市こどもセンターである。合同ケース会議の状況だが、4月は報告のみで15件行う。5月には2回合同ケース会議を行い、1回目はハイリスク妊婦、要対協事案ケース移管、継続の虐待事案の3件。2回目はハイリスク妊婦と継続の虐待事案について会議を行った。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

【日程 第7 委員活動報告】

(教育長)

続きまして、日程第7 委員活動報告に移ります。特に伝えたいことがありましたら、お願いします。

(委員)

なし

【日程 第8 教育委員会活動予定】

(教育長)

続きまして、日程第8 教育委員会活動予定に移ります。会議予定や、今後の活動について、

事務局の説明をお願いします。

1 次回教育委員会会議の日程について

《教育総務課教育総務係長の説明概要》

第4回定例教育委員会会議は、7月24日（木）午前9時30分から、本庁舎3階 庁議室で開催する。

2 今後の活動・行事予定

《教育総務課教育総務係長の説明概要》

今後の活動・行事予定について、資料に基づき説明する。

（教育長）

以上で日程は終了となりますが、全体を通して何かありませんか。

（委員）

なし

（教育長）

それでは、次回の教育委員会会議は7月24日（木）午前9時30分から、本庁舎3階庁議室で開催します。

これをもちまして、第3回教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前11時10分

この会議録は、会議の内容と相違ないことを証します。

2025年6月26日

教育長

委 員